

(書式 1-1-1-2)

譲渡による株式の取得について会社の承認を要求する場合の記載例

譲渡による株式の取得について会社の承認を要求する場合
の記載例

(株式の譲渡制限)

第〇条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならぬ。

2 次の各号に掲げる場合には、前項の承認があったものとみなす。

(1) 株主間の譲渡

(2) 当会社の役員または従業員を譲受人とする譲渡

3 取締役会が第1項の承認をしない場合、代表取締役は指定買取人を定めることができる。

解 説

(株式の譲渡制限に関する規定の概要)

株式は原則として自由に譲渡することができる（会社法第127条）。

しかし、株式会社の中でも株主の数が少ない中小規模の会社においては、経営の安定を保持するため会社にとって好ましくない者が株主となることを防止する要請があることから、譲渡による株式の取得について会社の承認を要する旨の定款の定めを設けることが認められている（会社法第107条第1項柱書、第1号、同法第108条第1項柱書、第4号）。

この場合、譲渡を承認する機関は、原則として取締役会（取締役会非設置会社では株主総会）であるが、定款で別の承認機関（例えば代表取締役）を定めることもできる（会社法第139条第1項）。 *Asahi Chuo*

また、本例のようにあらかじめ定款で定める一定の場合には、会社が譲渡承認をしたものとみなすことも可能である（会社法第107条第2項柱書、第1号ロ、同法第108条第2項柱書、第4号）。

さらに、会社が譲渡の承認をしない場合であって承認請求者が請求する場合には、会社自らが当該株式を買い取ることが原則である（会社法第140条第1項）が、あらかじめ買取人を指定することもできる（会社法第140条第4項）。買取人の指定は、原則として取締役会（取締役会非設置会社では株主総会）の決議によるが、本例のように定款で別段の定めをすることも可能である（会社法第140条第5項）。

(印 紙)

印紙税法第2条所定の別表第一の6号で定める文書に該当する。貼付印紙額は1通につき4万円である。その他印紙については、印紙税法第2条、別表第一を参照されたい。